

議案第 4 8 号

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

八幡浜市中小企業振興資金融資条例（平成 1 7 年条例第 1 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（融資額の限度） 第 1 0 条 融資額は、<u>1, 0 0 0 万円</u>を限度とする。ただし、緊急経営資金にあっては、<u>1, 5 0 0 万円</u>を限度とし、他の資金との併用はできないものとする。 （融資の期間） 第 1 1 条 融資の期間は、<u>8 4 か月</u>以内とする。ただし、緊急経営資金にあっては、<u>1 2 0 か月</u>以内とする。	（融資額の限度） 第 1 0 条 融資額は、<u>5 0 0 万円</u>を限度とする。ただし、緊急経営資金にあっては、<u>1, 0 0 0 万円</u>を限度とし、他の資金との併用はできないものとする。 （融資の期間） 第 1 1 条 融資の期間は、<u>6 0 か月</u>以内とする。ただし、緊急経営資金にあっては、<u>7 2 か月</u>以内とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の八幡浜市中小企業振興資金融資条例の規定による融資の実施に関し必要な金融機関等との協定の締結その他準備行為をすることができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の八幡浜市中小企業振興資金融資条例の規定は、こ

の条例の施行の日以後に融資の申込みがあったものについて適用し、この条例の施行の際現に改正前の八幡浜市中小企業振興資金融資条例の規定により融資の申込みを行い、又は融資を受けているものについては、なお従前の例による。

提案理由

愛媛県信用保証協会が定める市町融資制度保証における保証要綱の一部改正に伴い、中小企業に対する資金繰り支援を拡充することで、利用者の利便性の向上を図るため。